

推進委員会からのご意見（中間報告）

自治基本条例推進委員会

開催日：令和4年10月19日（水）

案件：中間報告（第17条～第31条まで）

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ①第17条(計画策定等における市民参画) | ⑨第25条(意見、要望等への応答) |
| ②第18条(市民参画の手続) | ⑩第26条(住民投票) |
| ③第19条(市民参画の推進) | ⑪第27条(総合計画) |
| ④第20条(協働の推進) | ⑫第28条(危機管理) |
| ⑤第21条(情報の収集及び活用) | ⑬第29条(他の機関との連携) |
| ⑥第22条(情報公開等) | ⑭第30条(条例の推進) |
| ⑦第23条(個人情報の保護) | ⑮第31条(条例の見直し) |
| ⑧第24条(説明責任) | |

【第17条（計画策定等における市民参画に対して）】

- ・ どの段階で、どのような参加がありその方々が、それぞれの計画や事業の進捗の中でどのような意味を果たしたかなど、丁寧に見ていく。また、そのようなデータのとり方も今後の課題では。

【第28条（危機管理）に対して】

- ・ 条文や解説において、特に感染症に関することについては触れていないため、少し議論を行っては。
- ・ 世界では戦争が起こっている国もあり、危機管理という視点では、市民の安全を守っていくことも重要なこともテーマにはなる。

【全体】

- ・ 部会員の意見で、附帯意見として取り扱ってはどうかと思うようなキーワードも多くみられる。

例)第23条「情報はデータだけでなく紙媒体にも含まれており～」

第30条 「～条例の認知度を向上させ～」